

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の人材活用等に関する方針

平成28年 6月23日
研究所 規程 第24号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第24条の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下、「研究所」という。）の研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針を以下のとおり定める。

1. 基本方針

研究所は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に係る技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。）に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的としている。

その目的を確実に達成するため、研究所は研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を採用、育成し、その能力が発揮できる環境の形成に努める。

2. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用

(1) 若年研究者の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入

- ・新規採用研修、研究資質向上研修、研究発表会等の実施により、若年研究者の資質向上の取り組みに努める。
- ・技術指導業務等の成果活用に関する業務に帯同させる等により、若年研究者に現場経験を積ませるよう努める。
- ・在外研究員制度の活用により、若年研究者の海外への派遣に努める。
- ・若年研究員に対し、海外での論文発表の機会の付与に努める。
- ・研究者に学位（博士）の取得を奨励し、かつ、取得しやすい環境を整備する。

(2) 女性研究者の能力の活用のための取り組み

- ・育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、早出・遅出勤務等の各種制度により、家庭と研究の両立を図るための環境整備に努める。
- ・女性研究者向けの外部セミナー受講の機会の提供に努める。

(3) 外国人研究者の能力の活用のための取り組み

- ・外国人研究者が応募しやすい環境とするため、その書類等についても英語でも可能とするよう努める。

3. 卓越した研究者等の確保

(1) 卓越した研究者等の確保に必要な施策

- ・卓越した研究者等については、個別に処遇等を決定する等柔軟な運用に努める。
- ・任期付研究員等の採用により、卓越した研究者等の確保に努める。

(2) 研究者の努力に報いるための措置

- ・人事評価制を導入し、職員の能力や実績を適切に給与や処遇に反映する。
- ・顕著な業績を挙げたものに対し表彰を行う理事長等表彰制度の適切な運用を行う。

(3) 研究環境の整備に関する取り組み

- ・卓越した研究者等が研究に専念できる環境を提供するため、施設・設備等の計画的な整備に努める。

4. 研究開発等に係る人事交流の促進

(1) 任期制の定着に関する取り組み

- ・任期付研究員制度を活用し、自立的研究能力や資質の獲得が期待される研究者に活躍の機会が与えられるよう努める。

(2) 人材の流動性を高めるための環境整備

- ・国土交通省等との計画的な人事交流に努める。
- ・職員が専門としない研究領域の支援、緊急的に実施すべき研究の支援を目的として、任期付研究員や非常勤職員の活用に努める。

5. その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るもの

(1) 国内外の大学や研究所、企業等との共同研究や受託研究を積極的に受け入れ、研究者が外部でも活躍できる機会を増やすよう努める。

(2) 連携大学院制度等の活用により、研究者を積極的に大学等教育機関に派遣し、将来を担う人材の育成に協力するとともに、研究者自身の指導力育成の場を提供するよう努める。

- (3) 他機関、諸外国からの研修生を積極的に受け入れ、その人材育成にあたりとともに、研究者自身の指導力や語学力などの能力向上に努める。
- (4) 研究者以外の管理部門等職員に対して、研究所の企画・運営、及び、研究者のサポートに必要な能力を育成する環境を整備する等、研究所全体として研究開発能力を向上させつつ社会に貢献できるように努める。
- (5) 海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の所長は、研究の専門性に応じ必要と認めた場合には、別途指針等を定め運用することが出来る。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。